

# 益子町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

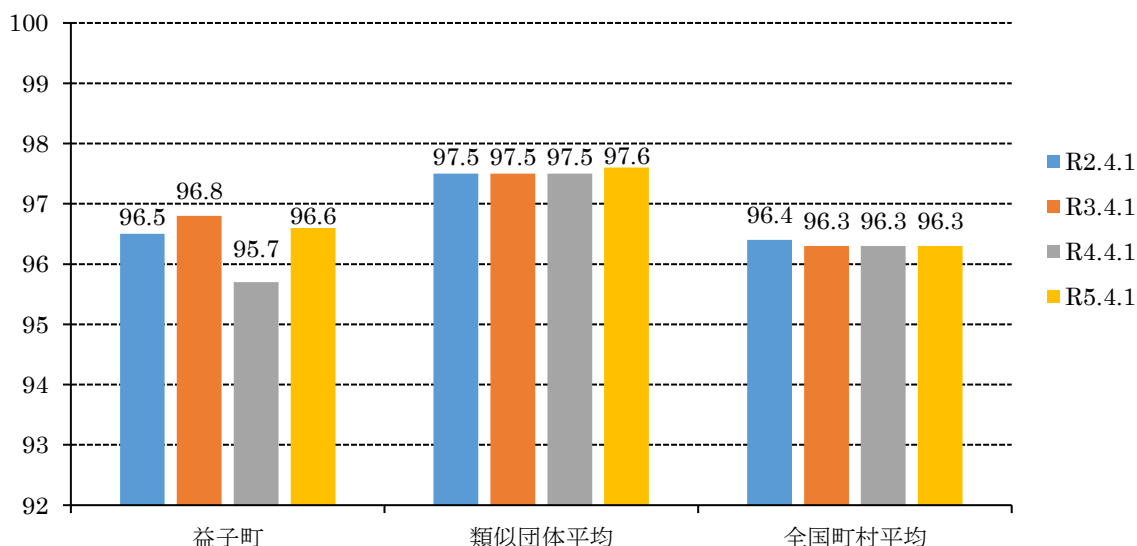
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和3年度 の人件費率
令和 4年度	人 21,876	千円 8,814,909	千円 238,777	千円 1,460,706	% 16.6	% 16.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 140	千円 523,523	千円 99,084	千円 189,059	千円 811,666	千円 5,798	千円 5,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費等は含まれないが、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を行っている。

- ① 月例給 1.1% (国と同様)
- ② 特別給 (期末・勤勉手当) 4.5月 (国と同様)

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益子町	40.8歳	307,062円	360,636円	327,475円
栃木県	42.5歳	320,333円	391,624円	350,534円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	40.6歳	303,606円	369,928円	332,013円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
益子町	60.9歳	5人未満	252,375円	261,450円	252,375円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務員	49.1歳	241,700円	—
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用自動車運転者	65.9歳	197,800円	—
うちその他	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	53.7歳	224人	296,818円	334,103円	314,713円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	— 円	329,178円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.1歳	8人	267,159円	289,389円	276,313円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
益子町	3,937,300円	—	—
うち用務員	* 円	3,253,900円	—
うちその他	* 円	— 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 技能労務職の表における注意点

①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2年度から令和4年度の3か年平均)。

②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

4 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1～2人の場合はアスタリスク(\*)とし、3～4人の場合は「5人未満」として記載している(その他、数値の無い欄については、全てハイフン(-)としている)。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	175,300円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	156,800円	—
	中学卒	143,800円	143,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,154円	329,833円	* 円	* 円
	高校卒	— 円	— 円	* 円	355,367円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 1 近似のデータが無い場合はハイフン(—)、該当者が1～2人となるデータについてはアスタリスク(\*)としている。

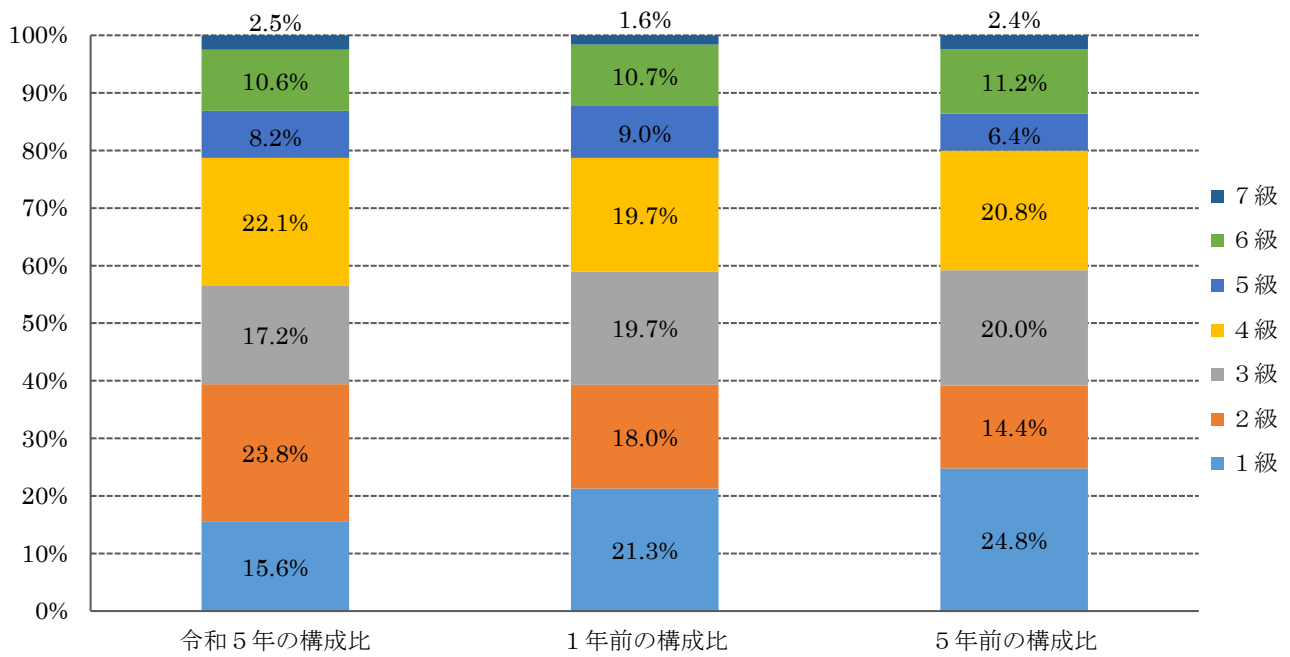
- 2 「経験年数10年」の職員は経験年数 9年～11年の平均値となっている。
- 3 「経験年数20年」の職員は経験年数19年～21年の平均値となっている。
- 4 「経験年数25年」の職員は経験年数24年～26年の平均値となっている。
- 5 「経験年数30年」の職員は経験年数29年～31年の平均値となっている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

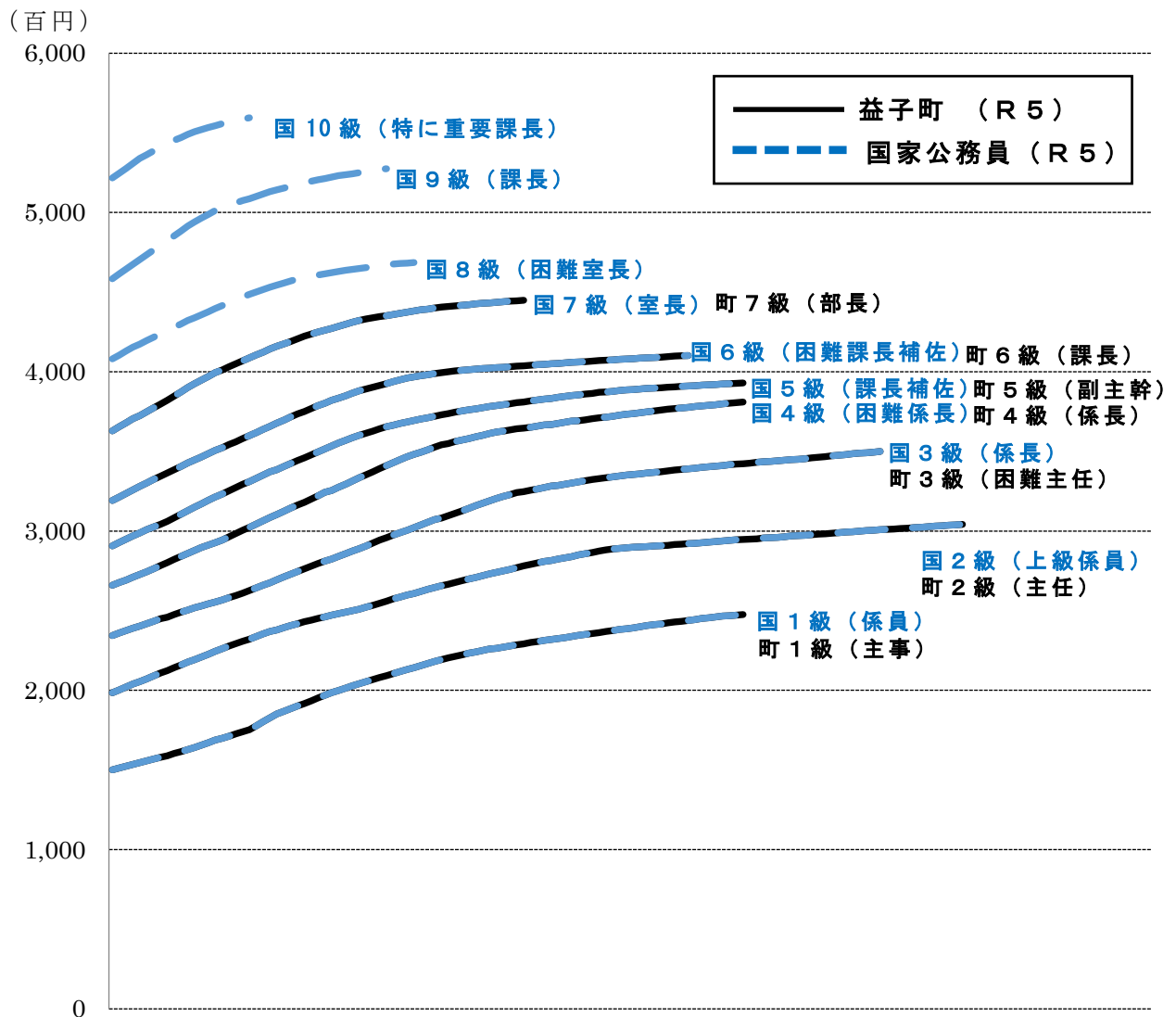
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	3人	2.5%	362,900円	444,900円
6級	課長・局長・主幹	13人	10.6%	319,200円	410,200円
5級	副主幹	10人	8.2%	290,700円	393,000円
4級	係長・主査	27人	22.1%	266,000円	381,000円
3級	主査・主任	21人	17.2%	234,400円	350,000円
2級	主任	29人	23.8%	198,500円	304,200円
1級	主事・技師・主事補・技師補	19人	15.6%	150,100円	247,600円

- (注) 1 益子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（益子町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,344 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,636 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（益子町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

益子町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし）			・定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 2,851千円 23,119千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			750千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			750千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	千円 0	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	千円 0	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員（現在は支給を凍結中）	税務事務	千円 0	1月 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	38,901 千円
職員1人当たり平均支給実績（令和4年度決算）	278 千円
支給実績（令和3年度決算）	39,421 千円
職員1人当たり平均支給実績（令和3年度決算）	282 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・扶養親族である配偶者 6,500円 ・子ども1人につき 10,000円 ・親など1人につき 6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同じ	—	千円 12,507	円 211,988
住居手当	○借家の場合 ・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円超～61,000円以下 （家賃額－27,000円）×1/2 ＋11,000円 ・家賃61,000円超 28,000円	同じ	—	千円 8,927	円 255,049



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000~21,000円 など	異なる	距離区分	千円 11,433	円 79,952
管理職手当	管理職員(部長・課長級)に対し支給 ・部長:72,700円 ・課長:49,900円 ・主幹:45,700円	異なる	職の区分及び支給率	千円 11,740	円 617,915
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 6,000~7,000円	同じ	—	千円 0	円 0
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,400円(年末年始 8,400円)	同じ	—	千円 1,306	円 14,516

## 5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長 副 町 長	750,000 円 610,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
			890,000 円 / 522,900 円 738,000 円 / 580,000 円		
報酬	議 長	350,000 円	445,000 円 / 271,000 円		
	副 議 長	290,000 円	375,000 円 / 217,000 円		
	議 員	255,000 円	344,000 円 / 202,000 円		
期末手当	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合) 3.30月分			
	議 長 副 議 員	(令和4年度支給割合) 3.30月分			
退職手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×42/100	15,120,000 円	任期毎	
	給料月額×在職月数×25/100	7,320,000 円	任期毎		
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

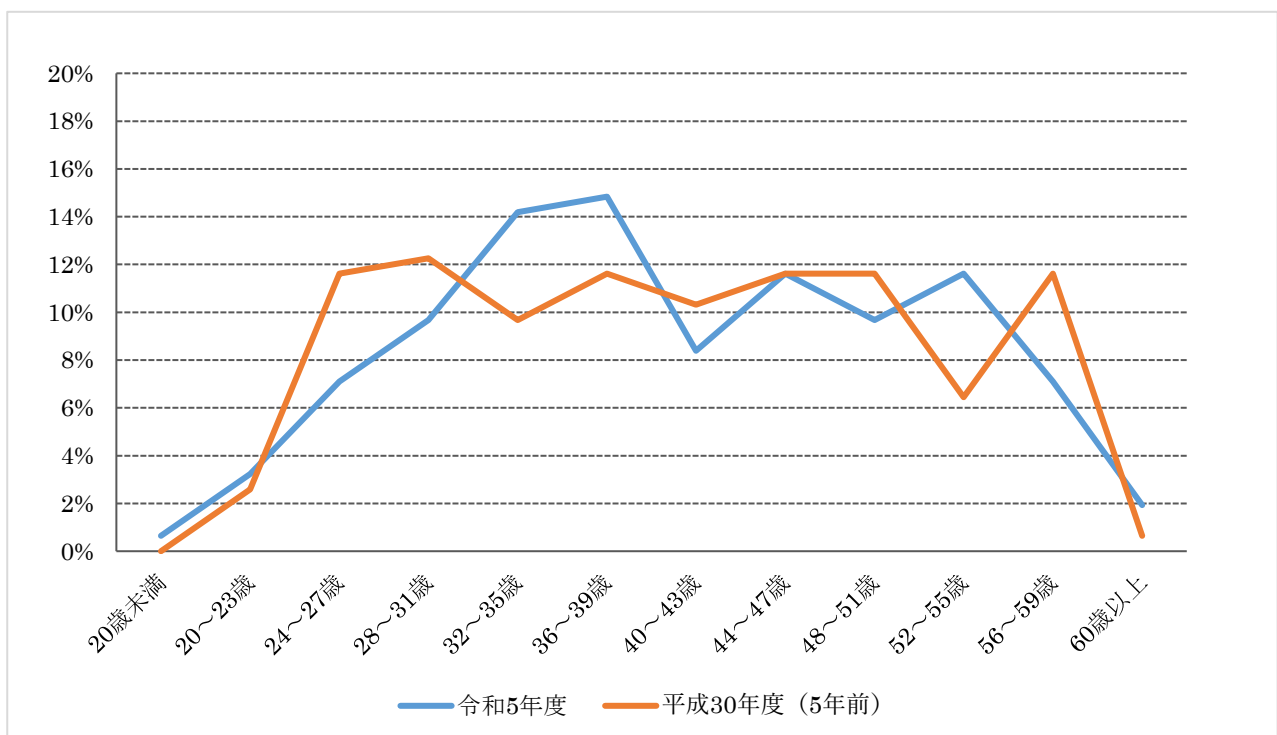
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	戸籍等窓口職員における休職者補充
		総務・企画	39	34	5	
		税 務	13	13	0	
		農 林 水 産 商 工	12	11	1	
	計	土 木 民 生 衛 生	10	10	0	産業建設部長に任期付職員配置 大規模観光イベント休止、縮小による減
		15	15	0		
		14	14	0		
	計	117	112	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.48 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.58 人)	
	教育部門	23	28	▲5	国体推進業務終了による減 文化関係業務の見直しによる減	
	小 計	140	140	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.00 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 76.71 人)	
公 営 会 社 等 部 門	下 水 道 そ の 他	3	3	0	介護保険業務の見直しによる減	
	小 計	12	13	▲1		
	小 計	15	16	▲1		
合 計			155 [205]	156 [205]	▲1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.85 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	5人	11人	15人	22人	23人	13人	18人	15人	18人	11人	3人	155人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	109	109	107	107	112	117	8 (7.3%)
普通会計計	137	136	136	135	140	140	3 (2.2%)
公営企業等会計計	18	16	17	17	16	15	▲3 (▲16.7%)
総合計	155	152	153	152	156	155	0 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。